

令和8年2月3日

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市国民健康保険運営協議会  
会 長 天 野 宏 紀



米子市国民健康保険料率等の改定について（答申）

令和8年1月21日付保起第2139号－1で諮問のあった標記の件について、協議会を開催し協議をした結果、次のとおり答申します。なお、保険料率の改定に当たっては、被保険者への十分な周知に努められたい。

記

- 令和8年度実施される国民健康保険制度の改正に伴う保険料率の改定について次の内容が適当である。
  - 基礎賦課額に係る賦課限度額を、66万円から67万円に引き上げる。
  - 保険料の減額の対象世帯を判定する際の所得の基準額の算定に当たり、当該世帯の被保険者等の数に乗じる額の引上げについて
    - ・5割軽減対象の所得基準に係る額を30万5千円から31万円に引き上げる。
    - ・2割軽減対象の所得基準に係る額を56万円から57万円に引き上げる。
  - 子ども・子育て支援納付金賦課額の創設に伴うもの  
新たに創設された、子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」という。）を含んだ保険料賦課の料率については、子ども分の保険料率については、県が示す標準保険料率を適用するものとする。また、後期高齢者支援金等賦課額（以下「支援分」という。）及び介護納付金賦課額（以下「介護分」という。）の保険料率は現行のとおりに据え置くこととし、基礎賦課額（以下「基礎分」という。）については、子ども分として新たに設定する保険料率相当分を減額するものとする。

|           | 基礎分               | 支援分(変更なし) | 介護分(変更なし) | 子ども分(新設) |
|-----------|-------------------|-----------|-----------|----------|
| 所得割率      | 7.95%⇒7.64%       | 2.55%     | 2.44%     | 0.31%    |
| 均等割額      | 26,000 円⇒25,058 円 | 8,800 円   | 10,500 円  | 942 円    |
| 平等割額      | 25,500 円⇒24,604 円 | 8,300 円   | 5,600 円   | 896 円    |
| 18 歳以上均等割 |                   |           |           | 86 円     |
| 限度額       | 66 万円⇒67 万円       | 26 万円     | 17 万円     | 3 万円     |

【付帯意見】

令和7年度決算余剰金見込みの状況から、令和8年度分の料率に関しては、上記のとおりにしたが、令和9年度以降の料率については、令和8年度決算見込みが出た段階で検討することを求める。